

## 全体財務書類 注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。  
イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価  
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価  
なお、地方公営企業会計においては、原則、取得原価としています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）  
ただし、取得価額と債券金額との差額について、重要性が乏しいと認められる場合、取得原価により計上しています。
- ② 満期保有目的以外の有価証券等  
ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格  
イ 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  
建物 10年～50年  
工作物 10年～80年  
物品 2年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法  
（ソフトウェアについては、当県における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

### ③ リース資産

#### ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

## (5) 引当金の計上基準及び算定方法

### ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

### ② 徴収不能引当金

未収金については、主として、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、主として、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、主として、過去5年間の平均不能欠損率等の実績率によるほか、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

### ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

### ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

## (6) リース取引の処理方法

### ① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

主として、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

なお、地方公営企業会計においては、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

### ② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

## (7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

なお、本年度より国民健康保険事業特別会計が全体財務書類の対象となりましたが、同会計の資産はいずれも前年度末には一般会計で保有していたことから、資金の範囲は変動ありません。

#### (8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、地方公営企業会計においては、税抜方式によっています。

### 2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

### 3 重要な後発事象

該当ありません。

### 4 偶発債務

#### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、以下のとおりです。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表 未計上額	
滋賀県土地開発公社	-	-	6,384 百万円	6,384 百万円
滋賀県環境事業公社	-	746 百万円	83 百万円	829 百万円
信用保証協会	-	116 百万円	4,852 百万円	4,968 百万円
滋賀食肉公社	-	1,801 百万円	200 百万円	2,001 百万円
滋賀食肉市場	-	182 百万円	78 百万円	260 百万円

#### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

- ① 大阪高裁平成 29 年(ネ)第 2922 号  
損害賠償反訴請求控訴事件 3200 万円
- ② 東京高裁平成 30 年(ネ)第 5173 号  
各損害賠償請求控訴事件 100 万円
- ③ 京都地裁平成 30 年(ワ)第 532 号  
損害賠償請求事件 2 億 1420 万 0611 円
- ④ 天津地裁平成 30 年(行ウ)第 4 号  
懲戒免職処分取消等請求事件 692 万 4321 円
- ⑤ 天津地裁平成 30 年(行ウ)第 9 号  
禁止命令処分取消等請求事件 150 万円

- ⑥ 大津地裁平成 30 年(ワ)第 531 号  
損害賠償請求事件 6742 万 4974 円
- ⑦ 大津簡裁平成 31 年(ハ)第 192 号  
国家賠償請求事件 60 万円
- ⑧ 大津地裁平成 31 年(行ウ)第 4 号  
損失補償請求事件 990 万 0973 円

## 5 追加情報

### (1) 連結対象団体 (会計)

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
病院事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
水道用水供給事業会計	地方公営企業会計	全部連結	—
モーターボート競走事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
国民健康保険事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—

平成 30 年 4 月 1 日に国民健康保険事業特別会計が設置され、全体財務書類の範囲に含めています。設置に伴い、一般会計より資産および負債の所管換を受けており、その金額および内容は以下のとおりです。

#### 資産額

固定資産 投資その他の資産 基金 その他 2,489 百万円

#### 負債額

流動負債 賞与等引当金 5 百万円

差引純資産の増減額 2,483 百万円

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成 29 年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

流域下水道事業特別会計 企業債残高 50,730 百万円

他会計繰入金 4,208 百万円

他会計繰出金 2,784 百万円

### (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）

との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものと  
して調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳

① 範囲

予算において財産収入として措置されている公共資産、県有財産活用検討会議において売却方針である資産および入札実施予定の資産を計上しています。

② 内訳

科目	時価	貸借対照表の簿価
事業用資産／土地	10,351 百万円	12,497 百万円
事業用資産／建物	2 百万円	196 百万円
事業用資産	10,353 百万円	12,693 百万円

売却可能価額は、鑑定評価による価額が判明しているものについてはその価額を用い、その他のものについては、土地は固定資産税評価額により、建物については価格がないものとしています。